

## 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.bsn.or.jp/>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>①第5次中期経営計画(令和元年から令和6年度まで)を策定している。 令和7年度からの第6次中期経営計画について、現在作成中である。</p> <p>②中期経営計画は、上記ホームページ上(協会情報)にて公表している。</p> <p>③毎年、計画の進捗について評価、検証を行い必要に応じて計画を見直している。</p>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p>①滋賀県スポーツ協会コンプライアンス指針を制定している。 年に1回コンプライアンス委員会を開催している。</p> <p>②パワーハラスメント・セクシャルハラスメントの防止指針を制定している。</p>
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<p>①公益法人として、組織運営に必要な定款、組織規程等を整備している。</p> <p>②加盟団体規程、理事会・評議員会に関する事は定款に定めている。</p>
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<p>①公益法人として、業務に必要な会計、就業、文書規程等を整備している。</p> <p>②職員就業規程、文書規程、情報公開規程、個人情報保護規程を定めている。</p>
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	<p>①法人の役員に関する、給与、旅費等に関する規定を整備している。</p> <p>②役員及び評議員の報酬等に関する規程、職員給与規程等を定めている。</p>
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	<p>①公益法人として、財産や資金管理に必要な資金管理規程を整備している。</p> <p>②資金運用規程を整備している。</p>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	①法人の財政的基盤を確保するため、賛助会員規程を整備し、財源確保に努めている。
	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	①滋賀県代表選手の選手選考に関する規程およびスポーツ仲裁に関する規程を整備し、選手の権利保護に努めている。
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	①役職員を対象に、令和6年8月にコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスや、ハラスメントの防止について研修を行った。また、事務局内のグループや管理している9施設にコンプライアンス推進員を指名し、コンプライアンス意識の向上や啓発に取組んでいる。
	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	①国スポ前に開催する結団壮行式や、国スポ事務担当者会議を開催し、研修および確認を行っている。 ②R6年7月にスポーツ指導者を対象にした「滋賀県スポーツ指導者セミナー」を開催し、スポーツ指導におけるトラブルの実態と対策について研修を行った。 ③R6年3月に加盟競技団体および郡市スポーツ協会を対象にガバナンスコード遵守に向けた調査を実施し、その結果をR6年4月に理事長・事務局長会議で公表し、取り組むに向けた指導を行った。
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	①毎年5月に当協会監事による監事監査を受検している。 ②毎年11月には、滋賀県監査委員事務局の監査を受検している。 ③R3年1月に、公益法人認定法に基づく、滋賀県公益認定等委員会の立ち入り検査を受検した。
	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	①公益財団法人日本スポーツ協会、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの補助金等については、各交付要項に則った、ガイドラインを遵守して執行している。 ②会計規程や現金取扱規程を整備し、適正な会計事務を実施している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>①当協会のホームページ「協会情報」に下記について公開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度 事業報告書、決算書等</li> <li>・令和6年度 事業計画書、収支予算書等</li> </ul> <p>②公益法人認定法に基づき、公益法人が事務所に備え置きする書類については、常時閲覧可能としている。</p>
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと</p> <p>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること</p>	<p>①代表選手の選手選考に関する規程を整備し、選手選考に関する情報開示を加盟団体に義務づけている。</p>
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと</p> <p>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること</p> <p>(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>①ガバナンスコードの遵守状況について、当協会ホームページに公開している。</p> <p>①加盟団体に対して適切な支援や指導が行える「加盟団体規程」を制定している。</p> <p>(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p> <p>①例年4月には、加盟団体を対象に理事長・事務局長会議を開催し、当年度のスポーツ協会の事業や運営方針について、情報提供や意見交換を実施している。</p> <p>②加盟団体を対象に国スポに向けた準備や、運営方法等について情報交換や研修会を実施し、支援している。</p>